

知多市広報ちた掲載広告作成要項

知多市広報ちた広告掲載取扱要領第4条の規定に基づき、広報ちたに掲載する広告原稿について、掲載場所、規格、提出期限等を次のように定める。

(掲載場所)

- 1 広報ちた各号「お知らせ」ページに広告枠を設ける。ただし、レイアウトによってはこの限りではない。

(広告の規格)

- 2 広告の規格は、次のとおりとする。

広告の種類	規格
1種広告	縦54mm×横182mm
2種広告	縦111mm×横182mm
3種広告	縦250mm×横182mm

- (1) 広告枠を仕切る枠線の太さは0.5mmとし、枠線は広告枠内に収める。
- (2) 広告の配置等は市が決定する。

(広報広告各号の申込期限)

- 3 広報ちた各号への広告申し込みは、知多市広報ちた広告掲載申請書（第1号様式）に、掲載しようとする広告原稿を添えて、掲載を希望する号の発行日の2か月前までに提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告原稿データの作成)

- 4 市に提出する広告原稿データは、次の事項に従って作成すること。
 - (1) 配色は1色（グレースケール）、またはフルカラーとすること。
 - (2) 代表的なソフトを使用した場合のデータの作成は、次の基準に従うこと。

ア Adobe Illustratorを使用する場合

- (ア) バージョンは5.5以上とすること。
- (イ) 広告原稿データにはアウトラインをかけて EPS形式で保存すること。

欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトやトンボは外しておくこと。

イ Adobe Photoshopを使用する場合

(ア) バージョンは5.0以上とすること。

(イ) 広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度300dpiにすること。レイヤーがある場合は統合して、EPS形式で保存すること。

ウ Microsoft Wordを使用する場合

(ア) バージョンはWord2000以上とすること。

(イ) PDFファイルに変換すること。変換時の解像度は、使用サイズの100%で300dpiにすること。

(3) 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告原稿作成者が著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、その支払いをすること。

(4) 各ソフトウェアの最新バージョンで広告原稿を作成する場合は、市と協議すること。

(その他)

5 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市と協議して決定する。

附 則

この要項は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年9月30日から施行する。